

女性の森グループ活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性の森グループ活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、森林の持つ多面的機能の啓発等を行う女性団体の活動に必要な補助金を交付し、もって本市林業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表の第1項に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、鳥取市女性の森グループとする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、別表の第2項に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第3欄に定める率を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、事業を開始する日の30日前までに行わなければならない。ただし、補助対象事業者のやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する

場合以外の全ての場合とする。

(補助金の請求)

第8条 補助対象事業者は、規則第11条第1項ただし書に規定する概算払を受けようとするときは、概算払申出書(様式第2号)を提出しなければならない。

(実績報告の時期)

第9条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第5条関係）

| | |
|----------|---|
| 1 補助事業 | 森林の保護・育成活動、森林についての学習活動等 |
| 2 補助対象経費 | 賃金（機械作業路作設を含む）、謝金、旅費（講師、委員、指導者、調査、学習）、消耗品費、燃料費、食糧費（会議等の茶菓子代に限る）、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（機械、バス、施設、資機材等）、備品購入費（木材生産、木材加工、徳用林産物生産、加工等に必要な機材、簡易な作業小屋を含む） |
| 3 補助率 | 10 / 10 |
| 4 限度額 | 100千円 |